

○職員の給与の支給に関する規則

〔 昭和 51 年 3 月 30 日 〕
規 則 第 1 1 号

改正 昭和 62 年 3 月 30 日 規則第 5 号
平成 3 年 12 月 27 日 規則第 3 号
平成 3 年 12 月 27 日 規則第 4 号
平成 4 年 12 月 25 日 規則第 1 号
平成 5 年 3 月 29 日 規則第 1 号
平成 8 年 3 月 29 日 規則第 1 号
平成 8 年 12 月 26 日 規則第 4 号
平成 10 年 12 月 24 日 規則第 1 号
平成 11 年 12 月 27 日 規則第 5 号
平成 17 年 3 月 30 日 規則第 5 号
平成 17 年 12 月 1 日 規則第 12 号
平成 19 年 3 月 30 日 規則第 7 号
平成 19 年 12 月 25 日 規則第 16 号
平成 20 年 3 月 28 日 規則第 1 号
平成 20 年 12 月 1 日 規則第 6 号
平成 21 年 4 月 1 日 規則第 1 号
平成 21 年 12 月 1 日 規則第 6 号
平成 22 年 3 月 29 日 規則第 4 号
平成 22 年 3 月 30 日 規則第 10 号
平成 22 年 11 月 30 日 規則第 20 号
平成 23 年 3 月 30 日 規則第 3 号
平成 26 年 12 月 25 日 規則第 2 号
平成 29 年 3 月 31 日 規則第 3 号
平成 30 年 4 月 19 日 規則第 2 号
平成 30 年 12 月 26 日 規則第 7 号
平成 31 年 3 月 28 日 規則第 2 号
令和 4 年 7 月 25 日 規則第 3 号
令和 5 年 8 月 15 日 規則第 6 号
令和 6 年 3 月 29 日 規則第 3 号

(趣旨)

第1条 この規則は、一般職の職員の給与に関する条例（昭和43年条例第18号。以下「条例」という。）の規定に基づき、職員の給与の支給に関し必要な事項を定めるものとする。

(給与の支給日)

第2条 給与の支給定日を、次のように定める。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い祝日法による休日、日曜日又は土曜日でない日を支給定日とする。

給 与 の 種 類	支 給 定 日
給 料 扶養手当 管理職手当 通勤手当 住居手当 特殊勤務手当	その月の21日
時間外勤務手当 休日勤務手当 夜間勤務手当 宿日直手当 待機手当	翌月の21日
期末手当及び勤勉手当	6月30日及び12月10日

2 職員が職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年条例第3号。以下「勤務時間条例」という。）第9条の4第1項の規定により指定された超勤代休時間に勤務した場合において支給する当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項の表中「翌月の」とあるのは、「勤務時間条例第9条の4第1項の規定により超勤代休時間が指定された日の属する月の翌月の」とする。

3 組合長は、特別の事情により、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により難いと認めるときは、同項の規定にかかわらず、別に支給日を定めることができる。

第3条 月の1日から末日までの期間（以下「給与期間」という。）中給料の支給定日後において新たに職員となつた者はその際、給与期間中給料の支給定日前において離職し又は死亡した職員には、離職又は死亡の日以後7日以内に給料を支給する。

2 前項の場合において、死亡した職員には当該職員がその月の末日に死亡したもの

とした場合に受けるべきこととなる給料を支給する。

第4条 職員が月の中途においてその所属する給与の支給義務者を異にして異動したときは、発令の前日までの給料は、その給与期間中の現日数から職員の勤務時間条例第4条第1項に規定する週休日（以下「週休日」という。）の日数を差引いた日数を基礎とした日割による計算（以下「日割計算」という。）により、その者が従前所属していた給与の支給義務者において支給し、発令の当日以降の分の給料は、その者がその月に受ける給料額からその者が従前所属していた給与の支給義務者において既に支給された額を差引いた額を、その者が新たに所属することになった給与の支給義務者において支給する。

2 前項の場合において、その者が従前所属していた給与の支給義務者は、その異動が給与期間中給料の支給定日前であるときは、その際給料を支給し、その者が新たに所属することとなった給与の支給義務者は、その異動が給与期間中給料の支給定日後であるときは、その際給料を支給する。

第5条 職員が、職員又はその収入によつて生計を維持する者の出産、疾病、災害、婚礼、葬儀その他これらに準ずる非常の場合の費用に充てるために給料を請求した場合には、給与期間中給料の支給定日前であつても、請求の日までの給料を日割計算によりその際支給する。

第6条 職員が休職にされ、停職にされ、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条の規定により育児休業を始め、若しくは無給休暇を与えられた場合又は休職、停職若しくは無給休暇の終了により職務に復帰した場合におけるその給与期間の給料は、日割計算により支給する。その職務の復帰が給料の支給定日後である場合は、その給与期間中の給料をその際支給する。

（給与の減額）

第7条 職員が特に承諾なくして勤務しなかつた時間数は、その給与期間の全時間数によつて計算するものとし、その時間数に1時間未満の端数を生じた場合は、その端数が30分以上のときは、1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。

2 条例第12条の規定により減額すべき給与額は、その給与期間の減額すべき給与の額を、翌月の給料から差し引く。但し、退職・休職等の場合において減額すべき給与額が給料から差し引くことができないときは、その他の未支給の給与から差し引くものとする。

（給与の額の端数の処理）

第7条の2 給与の計算に際し、円位未満の端数を生じたときは、条例第14条の2に規定する場合をのぞき、国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和

25年法律第61号) 第2条第1項の規定により、その端数を切り捨てる。

(扶養手当の支給手続き)

第8条 条例第7条第2項に規定する他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている者には、次に掲げる者は含まないものとする。

(1) 職員の配偶者、兄弟姉妹等が受ける扶養手当又は民間事業所その他のこれに相当する手当の支給の基礎となつている者

(2) 年間130万円以上の恒常的な所得があると見込まれる者

2 条例第8条第1項の規定による届出は、扶養親族届により行うものとする。

3 組合長は、前項に規定する届出があつたときは、その届出に係る事実及び扶養手当の月額を認定しなければならない。

4 組合長は、前項の規定により認定した職員の扶養親族に係る事項その他の扶養手当の支給に関する事項を扶養手当認定簿に記載するものとする。

5 組合長は、第3項の認定を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し扶養の事実等を証明するに足る書類の提出を求めることができる。

6 組合長は、現に扶養手当の支給を受けている職員の扶養親族が条例第7条第2項の扶養親族たる要件を具備しているかどうか及び扶養手当の月額が適正であるかどうかを随時確認するものとする。この場合においては、第5項の規定を準用する。

7 扶養手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

8 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における第2項の規定の適用については、同項中「条例第8条第1項」とあるのは「条例第8条第1項（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成29年条例第3号）附則第2項の規定により読替えて適用する場合を含む。）」とする。

(住居手当の支給)

第9条 住居手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(管理職手当の支給)

第9条の2 管理職手当を支給する管理又は監督の地位にある職員の職及びその職にある職員に支給する管理職手当の額は、次の表に掲げるとおりとする。

職	支給月額
課長、参事	40,900円

2 管理職手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

3 職員が、月の1日から末日までの期間の全日数にわたつて次の各号のいずれかに該当する場合は、管理職手当は、支給しないものとする。

(1) 外国に出張の場合

(2) 勤務しなかつた場合（公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤（地

方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）により負傷し、若しくは疾病にかかり、法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされた場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、条例第12条の規定に基づき勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。）

- 4 職員が管理職手当の支給を受けることができる職を兼ねるときは、その兼ねる職員として受けるべき管理職手当は支給しないものとする。

（条例附則第10項の規定の適用を受ける職員の支給額）

第9条の3 条例附則第10項の規定の適用を受ける職員に対する前条第1項の規定の適用については、当分の間、同項中「管理職手当の額は、次の表に掲げるとおり」とあるのは、「管理職手当の額は、次の表に掲げるとおりとし、同表に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。

（特殊勤務手当の支給）

第10条 特殊勤務手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、特殊勤務手当の支給を受ける職員が、給与期間の全日数にわたって勤務しなかつた場合は支給しない。

（時間外手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の支給）

第11条 時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当は、それぞれの勤務命令簿によつて勤務を命ぜられた職員に対し、実際に勤務した時間について支給する。

- 2 前項のそれぞれの手当の支給の基礎となる勤務時間数は、その月の勤務した時間数（時間外勤務手当のうち、支給割合を別にする部分ごとに、各別に計算した時間数）を合計したものとする。この場合において1時間未満の端数を生じたときは、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てる。
- 3 公務により旅行（出張及び赴任を含む。以下同じ。）中の職員は、その旅行期間中勤務時間条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を超えて勤務すべきことを組合長があらかじめ指示して命じた場合において現に勤務し、かつ、その勤務時間につき明確に証明できるものについては時間外勤務手当を支給する。
- 4 その日の勤務時間が始まる前に時間外勤務をしたときは、その日の時間外勤務として取り扱う。ただし、前日から引き続き翌日にわたり時間外勤務をしたときは、前日の時間外勤務時間及び翌日の勤務時間が始まる前までの時間外勤務時間は、前

日の時間外勤務として取り扱う。

5 休日勤務手当の支給について、条例第13条の2の規則で定める日は、週休日に当たる勤務時間条例第11条に規定する祝日法による休日の直後の勤務日等（勤務時間条例第9条の4第1項に規定する勤務日等をいう。以下この項において同じ。）

（当該勤務日等が条例第12条に規定する祝日法による休日等（以下「祝日法による休日等」という。）若しくは年末年始の休日等（以下「年末年始の休日等」という。）又は勤務時間条例第9条の4第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する超勤代休時間を指定された日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、当該休日等の直後の勤務日等）とする。ただし、職員の勤務時間の割振りの事情により、組合長が他の日とすることについて承認したときは、その日とする。

6 条例第13条第1項の規則で定める割合は、次に掲げる勤務の区分に応じて、当該各号に定める割合とする。

(1) 条例第13条第1項第1号に掲げる勤務 100分の125

(2) 条例第13条第1項第2号に掲げる勤務 100分の135

7 条例第13条第2項の規則で定める割合は、100分の25とする。

8 条例第13条第2項の規則で定める時間は、次に掲げる場合について、それぞれ組合長が定める時間とする。

(1) 祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は第5項に規定する日が属する週において、職員が当該祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等又は第5項に規定する日に勤務することを命ぜられて休日勤務手当が支給された場合に、当該週に勤務時間条例第6条の規定による週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合

(2) 前項に規定する場合を除き、38時間45分に満たない勤務時間が割り振られている週に勤務時間条例第6条の規定による週休日の振替等により勤務時間が割り振られた場合

9 条例第13条第4項の規則で定める割合は、100分の50とする。

（勤務1時間当たりの給与額の算出）

第11条の2 条例第15条に規定する規則で定める時間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの間における勤務時間条例第11条における祝日法による休日及び年末年始の休日（以下「年末年始の休日」という。）の日数から土曜日に当たる祝日法による休日及び日曜日又は土曜日に当たる年末年始の休日の日数を減じたものに7時間45分を乗じて得た時間とする。

2 条例第15条第2号の規則で定める手当は、次に定める手当とし、条例第15条

第2号の規則で定める額は、次に定める手当の額とする。

条例第9条第2項に規定する特殊勤務手当 当該手当の月額

(通勤手当の支給)

第12条 通勤手当は、給料の支給方法に準じて支給する。

(宿日直手当の支給)

第13条 宿日直手当は、次の各号に掲げる時間又は日に、宿日直勤務命令簿によつて勤務を命ぜられた職員に対して支給する。

- (1) 正規の勤務時間以外の時間
- (2) 祝日法による休日
- (3) 年末年始の休日
- (4) その他組合長が指定する日

2 条例第16条第1項に規定する宿日直手当の額は、宿直勤務又は日直勤務1回につき4,400円とする。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、その勤務1回につき2,200円とする。

3 宿直勤務又は日直勤務とは、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受、庁内の監視等を目的とする勤務をいう。

第14条 特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、職員が第5条に規定する非常の場合の費用に充てるために請求した場合には、その日までの分をその際支給するものとし、職員がその所属する給料の支払義務者を異にして異動した場合にはその際、離職し又は死亡した場合にはその日から7日以内に、その異動し又は離職し若しくは死亡した日までの分を支給するものとする。

(給与簿等)

第15条 組合長は、別に定める給与簿を作成し、3年間これを保管しなければならない。

2 職員の給与は、別に定める給与支給明細書により支給しなければならない。

(雑則)

第16条 組合長は、この規則により難い事情があると認められたときは、別段の取扱いをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。

(条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等の給料月額の端数計算)

2 職員の育児休業等に関する条例（平成5年条例第1号）附則第2項の規定により読み替えられた条例附則第10項の規定の適用を受ける育児短時間勤務職員等（育児短時間勤務（地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。）をしている職員（同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を含む。）をいう。以下同じ。）について、条例附則第10項の規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該育児短時間勤務職員等の給料月額とする。

附 則（昭和62年3月30日規則第5号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（平成3年12月27日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成3年12月27日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年12月25日規則第1号）

この規則は、平成5年1月1日から施行する。

附 則（平成5年3月29日規則第1号抄）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、平成5年4月1日から適用する。

附 則（平成8年3月29日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成8年12月26日規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年12月24日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年12月27日規則第5号）

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月30日規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月1日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第7号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日規則第16号）

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則（平成20年3月28日規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年12月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年12月1日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年3月29日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月30日規則第10号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第20号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成23年3月30日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月25日規則第2号）

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平成29年3月31日規則第3号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年4月19日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年12月26日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の給与の支給に関する規則の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成31年3月28日規則第2号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和4年7月25日規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年8月15日規則第6号抄）

（施行期日）

第1条 この規則は、公布の日から施行する。

（定義）

第2条 この附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 令和3年改正法 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）をいう。
- (2) 暫定再任用職員 令和3年改正法附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (3) 暫定再任用短時間勤務職員 令和3年改正法附則第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を令和3年改正法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。
- (4) 定年前再任用短時間勤務職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員をいう。
- (5) 令和4年改正条例 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年香南香美老人ホーム組合条例第7号）をいう。
- (6) 育児休業法 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）をいう。

（職員の給与の支給に関する規則の一部改正に伴う経過措置）

第3条 令和4年改正条例附則第4条第2項の規定は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員について準用する。

2 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。

- (1) 暫定再任用短時間勤務職員 令和4年改正条例附則第4条第3項
- (2) 育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている暫定再任用職員 令和4年改正条例附則第4条第2項（前項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた令和4年改正条例附則第4条第1項

附 則（令和6年3月28日規則第3号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。